

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則案等に対する意見の募集結果について

警察庁において、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則案等に対する意見の募集を行ったところ、6件の御意見を頂きました。

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則等が2月22日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 御意見を募集した命令等の題名

- (1) 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
- (2) 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

2 命令等の案を公示した日

平成18年12月22日

3 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、1(1)の内閣府令案第2条第3項第1号イ及び第5条第1項第1号を次のとおり修正することとしました。

| 修正後 | 公示した案 |
|--|---|
| 第二条（略） | 第二条（略） |
| 2（略） | 2（略） |
| 3（略） | 3（略） |
| 一（略） | 一（略） |
| イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）（外国人にあっては、 <u>外国人登録原票の写し</u> ） | イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）（外国人にあっては、 <u>外国人登録証明書の写し</u> ） |

第五条（略）

一 氏名、住所、性別及び生年月日

第五条（略）

一 氏名、本籍（外国人にあつては、国籍）、住所、性別及び生年月日

5 参考

頂いた御意見の総数 6件

（内訳）

電子メール 4件

F A X 2件

郵 送 0件

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則案等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則関係

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の内容に対する御意見と御意見に対する警察庁の考え方は、次のとおりです。

(1) 探偵業の開始の届出（第2条関係）

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|
| 届出者が外国人である場合における探偵業開始届出書の添付書類について、「外国人登録証明書の写し」ではなく、日本人の「住民票の写し」に対応する外国人に係る「登録原票記載事項証明書」とすべき。 | 御意見を踏まえ、「外国人登録証明書の写し」を、日本人の「住民票の写し」に対応する「外国人登録原票の写し」に修正します。 なお、日本人の「住民票記載事項証明書」が、外国人に係る「登録原票記載事項証明書」に対応するものになります。 |
| 探偵業開始届出書に、探偵業者が複数の名称で広告をして営業する場合に対応するため、届出を行う探偵業者ごとの営業名称及び当該名称ごとの営業責任者名の記載欄を設けるべき。 | 複数の名称を用いる探偵業者を把握するため、探偵業開始届出書に「広告又は宣伝をする場合に使用する名称」の記載欄を設けています。 また、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）においては、「営業責任者」という概念はないため、その記載欄は不要であると考えます。 なお、一の探偵業者が、複数の営業所において探偵業を営む場合は、営業所ごとに届出を行う必要があります。 |
| 探偵業開始届出書に、当該届出者が加盟している団体の記載欄を設けるべき。 | 探偵業者に係る団体については、内閣総理大臣により社団法人としての設立の許可を受けている日本調査業協会を始めとして、様々な形態の団体が存在しているため、記載すべき「団体」の定義を一義的に定めることが困難であることから、記載事項として適当でないと考えます。 |

(2) 名簿の記載事項等（第5条関係）

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---------------------------------------|--|
| 従業者に欠格事由はないため、従業者に係る名簿の記載事項から「本籍」を削除す | 御意見を踏まえ、名簿の記載事項から「本籍（外国人にあつては、国籍）」を削除す |

べき。

ることとします。

2 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則関係

国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の改正の内容に対する御意見はありませんでした。